

コンタクト診療費混乱

四月の診療報酬改定後、コンタクトレンズを再び購入する者の増加を受け、近視矯正用コンタクトレンズの過剰請求が相次いでいることが分かった。初診扱いや保険適用外とするなど、患者負担が十倍以上となるケースも多かった。保険適用に関する限りも眼科医の収入が増える一方、一部の地方社会保険事務局が課した賦課金を「不正な原因。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。

再購入で10倍以上も

報酬改定後、過剰請求相次ぐ

コンタクトレンズの処方を受け、検査の必要はない場合、度数が同じであれば一連の材料として使い捨てコンタクトレンズを、以前の処方箋を基に、以前から利用していた場合、過剰な再診料（コンタクトレンズ検査料）を請求する医師が相次いでいる。四月の診療報酬改定後、コンタクトレンズを再び購入する者の増加を受け、近視矯正用コンタクトレンズの過剰請求が相次いでいることが分かった。初診扱いや保険適用外とするなど、患者負担が十倍以上となるケースも多かった。保険適用に関する限りも眼科医の収入が増える一方、一部の地方社会保険事務局が課した賦課金を「不正な原因。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。

初診料	検査料	処方料	再診料	再診料(※2)
▽販店併設の眼科など				
初診の場合	2700円	1930円	4930円	1390円
再診の場合	710円	560円	1270円	380円
▽一般の眼科(※1)				
初診の場合	2700円	3870円	6570円	1970円
再診の場合	710円	1120円	1830円	550円

(注) ※1：「外来患者に占めるコンタクト患者の割合が70%未満」として地方社会保険事務局に届け出た場合
 ※2：10円未満は四捨五入

コンタクトレンズの処方を受け、検査の必要はない場合、度数が同じであれば一連の材料として使い捨てコンタクトレンズを、以前の処方箋を基に、以前から利用していた場合、過剰な再診料（コンタクトレンズ検査料）を請求する医師が相次いでいる。四月の診療報酬改定後、コンタクトレンズを再び購入する者の増加を受け、近視矯正用コンタクトレンズの過剰請求が相次いでいることが分かった。初診扱いや保険適用外とするなど、患者負担が十倍以上となるケースも多かった。保険適用に関する限りも眼科医の収入が増える一方、一部の地方社会保険事務局が課した賦課金を「不正な原因。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。

厚労省「原則は保険適用

医師の指示

四月の診療報酬改定で、コンタクトレンズ検査料が「初診料」から「再診料」に引き下げられた。しかし、一部の眼科医が「初診扱い」や「保険適用外」として、検査料を請求していることが分かった。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。また、一部の眼科医が「再診料」を請求していることも分かった。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。

四月の診療報酬改定で、コンタクトレンズ検査料が「初診料」から「再診料」に引き下げられた。しかし、一部の眼科医が「初診扱い」や「保険適用外」として、検査料を請求していることが分かった。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。また、一部の眼科医が「再診料」を請求していることも分かった。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。

四月の診療報酬改定で、コンタクトレンズ検査料が「初診料」から「再診料」に引き下げられた。しかし、一部の眼科医が「初診扱い」や「保険適用外」として、検査料を請求していることが分かった。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。また、一部の眼科医が「再診料」を請求していることも分かった。厚生労働省は三日、全国の事務局長文書で「保険適用が原則」と指導した。